掲示第１９５号

指定保税地域の追加指定に関する公告

関税法第３７条第１項及び第５項の規定に基づき、下記のとおり広島港国際コンテナターミナル指定保税地域の追加指定を行ったことから、同条第４項の規定により公告する。

令和８年１０月２８日

神戸税関長　　井田　直樹

記

１　指定保税地域として追加指定を行った土地及び施設（岸壁）

（１）土地

名　称：広島港国際コンテナターミナル指定保税地域
所在地：広島県広島市南区出島三丁目１－８８
面　積：５，３５４．２２平方メートル
区　域：広島県広島市南区元宇品町元宇品公園所在の国土地理院四等三角点「元宇品（北緯 34 度 20 分 40 秒 5275、東経 132 度 27 分 36 秒 2567)」から 272 度 43 分 14 秒の方向へ引いた線上 1972.06 メートルの地点Ｐ１１を起点として、同地点から 193 度 40 分 09 秒の方向へ引いた線上 146.69 メートルの地点Ｐ１２、同地点から 283 度 40 分 09 秒の方向へ引いた線上 36.50 メートルの地点Ｐ１３、同地点から 13 度 40 分 09 秒の方向へ引いた線上 146.69 メートルの地点Ｐ１５と起点とを順次結んだ線によって囲まれる土地 5,354.22 平方メートル。

（２）施設（岸壁）

名　称：広島港国際コンテナターミナル指定保税地域
所在地：広島県広島市南区出島三丁目１－８８
面　積：４，９１４．１８平方メートル
区　域：広島県広島市南区元宇品町元宇品公園所在の国土地理院四等三角点「元宇品（北緯 34 度 20 分 40 秒 5275、東経 132 度 27 分 36 秒 2567)」から 273 度 5 分 38 秒の方向へ引いた線上 2040.83 メートルの地点Ｐ３を起点として、同地点から 103 度 40 分 16 秒の方

向へ引いた線上33.50メートルの地点Ｐ１５、同地点から193度40分09秒の方向へ引いた線上146.69メートルの地点Ｐ１３、同地点から283度40分09秒の方向へ引いた線上33.50メートルの地点Ｐ１４と起点とを順次結んだ線によって囲まれる土地4,914.18平方メートル。

２　追加指定適用年月日

令和８年１１月１６日